

# 愛知医療学院同窓会規約

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

1. 本会は、愛知医療学院同窓会と称す。

### 第2条 (事務局)

1. 本会は、事務局を愛知県清須市一場519番地、愛知医療学院内に置く。

### 第3条 (目的)

1. 本会は、会員相互の親睦のもとにより一層の融和を図り、また積極的な学術活動を促して理学療法・作業療法の向上に寄与することともに、母校の栄誉発展のため後援することを目的とする。

### 第4条 (事業)

1. 本会は、前条の目的を達成するため、必要に応じて次の事業を行う。
  - (1) 会員の学術的向上を促す事業
  - (2) 会員相互間の連絡、親睦に関する事業
  - (3) その他、必要な事業

### 第5条 (その他)

1. 本会会員は本規約に定める規範に従わねばならない。

## 第2章 会員

### 第6条 (構成)

1. 本会は下記の会員により成る。
  - (1) 正会員 \_\_\_\_\_ 卒業生
  - (2) 賛助会員 \_\_\_\_\_ 現関係職員

### 第7条 (登録)

1. 入会希望者は原則として規定の申込用紙にて事務局に入会の連絡を行う。  
姓名、勤務先、住所などの登録事項変更の時はその旨を事務局まで届出ること。

### 第8条 (退会、除名)

1. 会員が、死亡したときは、退会とみなす。
2. 次の各項に該当する場合は、総会の議決によりその会員を本会より除名することができる。
  - (1) 会員が、本会の会員としてふさわしくない行為を行ったことが明らかな場合。
  - (2) 正当な理由なくして会費を3ヶ月以内に納入しなかった場合。
3. 何等かの理由により会員たる資格を喪失した者は、既納の会費等の負担金の返還を請求することはできない。

### 第9条 (権利、義務)

1. 会員は議事録及び会計簿を閲覧する権利を有する。
2. 会員は規程の会費その他の負担金を納付する義務を有する。

## 第3章 役員

### 第10条 (種別)

1. 本会に次の役員を置く。
  - (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 2名補則) 副会長は理学療法学科、作業療法学科それぞれ

れの卒業生から各1名選出する。

- (3) 事務局長 1名
- (4) 理学療法部会長1名 及び 副部長1名
- (5) 作業療法部会長1名 及び 副部長1名
- (6) 広報部長 1名 及び 副部長1名
- (7) 監事 2名  
補則) 監事は理学療法学科、作業療法学科それぞれの卒業生から各1名選出する。
- (8) その他必要に応じて役員会の決定により非常勤役員を置く。

### 第11条 (選出)

1. 役員は正会員より選出し、その方法は次のとおりとする。
  - (1) 会長・監事は、総会において選出する。
  - (2) 副会長、事務局長、各部会長、広報部長は会長が任命し、総会の承認を得る。各部会副部長は各部長が任命し役員会で承認を得る。
  - (3) 役員及び監事は兼任できない。
  - (4) その他の役員は必要に応じて役員会により任命する。

### 第12条 (職責)

1. 会長はこの会を代表し、会務を統轄する。
2. 副会長は、会長を補佐し会務を統轄する。また、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、臨時に会長の職務を行う。
3. 事務局長は当会の事務局の運営を総括し、入会退会事務、名簿管理、会員動向の把握、会計管理等を行う。
4. 理学療法部長・作業療法部長はそれぞれの学科卒業生の会員動向の把握、会員の学術的向上を促す事業(研修会・学術集会)の企画・運営を行う。副部長は部長を補佐し、部長に事故のあるとき又は部長が欠けたときは、臨時に部長の職務を行う。
5. 広報部長は当会の広報活動を総括し、会員相互間の連絡、及び対外的な広報に関する事業を統括する。副部長は部長を補佐し、部長に事故のあるとき又は部長が欠けたときは、臨時に部長の職務を行う。
6. 監事は会計の監査にあたる。

### 第13条

1. 役員は任期は4年とする。但し、再任は妨げない。
2. 役員は任期満了時、もしくは途中退任の場合はその事前に、速やかに会員から会長・監事の候補者を公募し、総会を招集して時期役員の決定を行う。また、後任者が決定するまでは前任者がその職務を行わなければならない。
3. 任期中の役員変更は、前任者の残存期間とする。
4. 事故など不測の事態にて役員欠員が出た場合は、会長は速やかに役員会を招集し、後任者決定までの暫定的な代行者を役員会にて任命する。

### 第14条 (解任)

1. その地位にふさわしくない行為を行った役員は、総会の議決により解任することができる。

## 第4章 機関

### 第15条 (運営機関)

1. 本会は下記の機関をもって運営される。
  - (1) 総会
  - (2) 役員会

## 第16条（開催）

- 総会は会員総意の表示機関であって、本会における最高決議機関である。
  - 定時総会：1年に1回行う。
  - 臨時総会：役員会においてその必要をみとめた時、又は会員の1/3以上の要望のあった時に開催する。

## 第17条（構成）

- 総会は正会員をもって構成する。
- 役員会は会務の執行機関であって会長・副会長・その他の役員をもって構成する。

## 第18条（権能）

- 総会はこの規約に規定してあるものの他、次の事項を議決する。
  - 事業計画の決定
  - 事業報告の承認
  - 予算及び決算の承認
  - その他、本会の運営に関する必要な事項。

## 第5章 会議

### 第19条（招集）

- 各会議は、会長が招集する。

### 第20条（議長）

- 総会の議長は、その総会において出席会員の中から会長が任命し、出席者の承認を得る。
- 役員会の議長は、会長が任命し出席者の承認を得る。

### 第21条（定足数）

- 各会議は、構成員の1/2以上の出席がなければ開会することができない。委任状は出席とする。
- 各会議の構成員にも関わらず出欠席の意志が全く示されず、委任状の提出がない構成員数は、各会議の構成員総数からは差し引くものとする。

### 第22条（議決）

- 本会における全ての会議の議決方法は、原則として無記名投票による多数決によるものとする。

### 第23条（書面委任）

- やむをえず会議に欠席の場合は、書面による代理委任をもってその意志表示を認める。

## 第6章 資産会計及び庶務

### 第24条（資産）

- 本会の資産は次の各号をもって構成する。
  - 会費
  - 寄付金品
  - その他の収入

### 第25条（管理）

- 本会の資産は会長・事務局長の責任において、事務局がこれを管理し、その方法は総会の議決による。
- 本会は会員名簿、議事録その他庶務、会計に関する簿冊を備えること。

### 第26条（会計）

- 本会の会計年度は毎年4月1日より始まり、翌年3月31日をもって終わる。

## 第7章 規約の変更

### 第27条

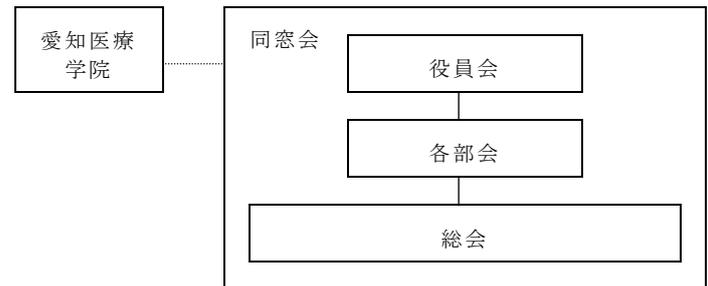
- この規約は、総会に出席した会員2/3以上の同意を経て変更することができる。

## 付則

- この規約は、昭和61年11月23日より施行する。
- 初年度役員は、以上の規約にかかわらず、昭和63年3月31日までを任意とする。
- 初年度会計は、昭和61年9月20日より昭和62年3月31日とする。  
追加
- この規約は平成13年2月17日総会をもって改訂され同日より施行する。
- この規約は平成21年4月5日総会をもって改定され同日より施行する。

## 細則

### (1) 組織図



- 役員会で会の総括的な運営を行う。
- 各部会にて具体的な事業の企画・運営を行う。
- 全ての最終決定は総会にて行う。
- 愛知医療学院とは常に協力関係を保つ。

### (2) 会費に関する項

- 正会員の会費は入会金含めて一万円とし、これは終身会費とする。
- 会費は原則として、卒業が確実にした日から5月末日までに全納するものとする。

### (3) 弔慰金、お見舞い金に関する項

- 会員死亡時には、本会より弔慰金として1万円をおくる。
- 会員、もしくは会に多大な貢献のある人が重大な障害・疾患にかかった場合に対して、必要に応じて役員会にてお見舞い金の贈与を決定する。

### (4) 付則

- この細則は、昭和61年11月23日より施行する。  
細則の改訂は、平成13年2月17日の総会をもって行  
い同日施行する。